

○ (定款附属書) 宮崎県農業共済組合連合会役員選任規程

(役員選任総会の期日)

第1条 役員任期満了による選任は、役員任期満了の日の60日前から7日前までの間に行う。

2 第7条の規定による再選任又は第8条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の議決によつて選任する。

2 前項の議決は、会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によらなければならない。

3 定款第18条第2項本文後段の規定は、第1項の規定による役員選任については、適用しない。

(選任の議案の提出)

第3条 役員選任に関する議案は会長が総会に提出する。

2 会長は、役員選任に関する議案を総会に提出するには、別表に定める区域ごとに、その区域内のこの連合会の会員の代表者であつて、その区域内のこの連合会の会員を代表するものとして選ばれた者をもつて構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

3 2人以上の役員を選任する場合においては、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

(候補者の承諾)

第4条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得ておかななければならない。

(役員候補者にすることができない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、役員候補者とすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権のできない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(通知及び公告)

第6条 役員選任に関する議案が総会において可決されたときは、会長は直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選任が農林水産大臣の認可を停止条件とする場合は、認可のあつた日の翌日のいずれか最も遅い日に、

役員に就任するものとする。

(再選任)

第7条 被選任者が第5条第2号から第4号までの一に該当することとなつたこと若しくは死亡したことによつて選任すべき役員の数に達しなかつた場合、又は法第142条の7の規定による決議の取消しの結果、被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなつた場合は、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(補欠選任)

第8条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、理事が4人以下、監事が1人となつたときを除き、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

附 則

この規程の変更は、平成16年4月1日から適用する。

この定款附属書の変更は、平成22年6月24日から適用する。

別表

区 域	代表者の数
宮崎市、東諸県郡、日南市、串間市、西都市、児湯郡	1
都城市、北諸県郡	1
小林市、えびの市、西諸県郡	1
延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡	1

